

奈良文化女子短期大学学費等納付規程

(目的)

第1条 この規程は、奈良文化女子短期大学学則（以下「学則」という。）第 24 条から第 28 条に定める学費、入学金及びその他納付金について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程による「学費」とは、授業料及び教育充実費をいう。

2 この規程による「その他納付金」とは、入学検定料及び実験実習費その他教育に必要な諸経費をいう。

(学費及びその他納付金の金額等)

第3条 学費及び入学金、その他の納付金の金額は、学則等に定める。

(学費及びその他納金の納付)

第4条 学費は 2 期に分けて毎学期の始めから 10 日以内にその期分を納めるものとする。ただし、一時に 1 年分を納めることもできる。

2 その他納付金については、必要とする都度納入しなければならない。

(入学金等の納付)

第5条 学則第 18 条により入学金及び学費を所定の入学手続期間内に納付しなければならない。ただし、学費は前期分がかまわな
いものとする。

(延納及び分納)

第6条 学長は、経済的な理由等により、第 4 条に定める各期の納付期間中に学費の納付が困難な者に対して、延納又は分納を許可することがある。

2 前項の許可を得ようとする者は、第 4 条に定める各期の納付期限までに延納願又は分納願を学長宛に提出しなければならない。

(延納の納付期限)

第7条 学費の延納を許可された者の納付期限は、次のとおりとする。

学期納付期限

前期 9 月 10 日まで

後期 翌年 3 月 10 日まで

(分納の納付期限)

第8条 学費の分納を許可された者は、納付計画書を提出し、これに沿って納付しなければならない。ただし、前条に定める学期納付機関を超えないものとする。

2 前項に関わらず、やむを得ない事情があると学長が認めた場合は、前期の納付期限を後期の納付期限に延長することができる。ただし、年度を超すことは認めない。なお、この期限を越えた者は、ただちに除籍するものとする。

(未納者の措置)

第9条 学費の納付を延納した者には督促を行い、なお納付しないときは、学則第 23 条第 4 号により除籍する。なお、除籍された者の日付は、原則、前期末は 9 月 30 日、後期末は 3 月 31 日とする。

2 前項で除籍された者が、除籍後 1 か月以内に滞納分の学費を納付し、復籍を願い出たときは、学則第 23 条第 2 項により、選考の上、許可することができる。

(退学等の場合の授業料等)

第10条 学生が退学し若しくは除籍された場合にあっても、当該学期の授業料等を納付しなければならない。ただし、第 23 条第 4

号の理由により除籍された者は、この限りではない。

(休学及び復学の場合の授業料等)

第11条 休学した者については、当該期の授業料等を免除する。ただし、学期の中途において休学した者は当該期の授業料等を納付しなければならない。

- 2 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を月割計算した額を復学した月の末日までに納付しなければならない。

(学費等の不返還)

第12条 既に納めた学費及びその他の納付金は、原則として返還しない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、常勤理事会の承認を得なければならない。

附記

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、昭和 40 年 4 月 1 日より施行された学費規程は廃止する。